

○三条地域水道用水供給企業団建設工事入札参加資格審査規程

昭和60年 4月22日

規 程 第 2 号

改正 平成17年 5月 1日 規程第3号

（趣旨）

第1条 この規程は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定に基づき、三条地域水道用水供給企業団（以下「企業団」という。）が行う建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の方法及び時期その他必要な事項を定めるものとする。

（規定の準用）

第2条 企業団の建設工事入札参加資格審査については、法令に別段の定めがあるもののほか、三条市建設工事入札参加資格審査規程（平成17年三条市告示第4号）第2章及び第3章の規定を準用する。この場合において、これらの章の規定中「市長」とあるのは「企業長」と、同規程第3条第1項第8号中「三条市の市税」とあるのは「三条市、加茂市、又は田上町の市町税」と、第14条第1項第2号中「三条市」とあるのは「三条市、加茂市、又は田上町の区域内」と読み替えるものとする。

附 則

（実施期日）

1 この規程は、昭和60年4月1日から実施した。

（規程の廃止）

2 三条地域水道用水供給企業団建設工事入札参加資格審査規程（昭和54年三条市公営企業管理規程第9号）及び三条地域水道用水供給企業団建設工事共同企業体入札参加資格審査規程（昭和54年公営企業管理規程第10号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規程は、昭和60年5月1日以後に実施される指名競争入札等に参加する者の資格審査について適用し、同日前に行われる指名競争入札等に参加する者の資格審査については、なお従前の例による。

附 則（平成17年5月1日規程第3号）

この規程は、平成17年5月1日から実施する。